

例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等仕様書

第1 趣旨

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム更新データの作成業務委託に係るソフトウェア及びデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項等を定めるものである。

なお、例規集データベースシステム等は庁内LGWAN回線での接続を基本とするが、外部公開用例規等の一部システムについては、インターネット環境での接続を必要とする。

第2 事業の概要

豊橋市例規集に登載されている条例、規則等をデータベース化し、Webでの検索、表示、印刷をするほか、例規起案審査機能を備えたシステムの構築等を行うもの。

また、法制執務支援等の附帯サービスを提供するもの。

第3 基本仕様

1 システム運用サーバ機の基本仕様について

- (1) 庁内LANに接続している全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく使用可能なシステムとすること。
- (2) システム提供者の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、LGWAN環境におけるIP又はID認証等により庁外とのアクセスを制限すること。
- (3) IDC方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとする。
- (4) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とする。
- (5) サーバルームは、24時間365日間休日のない体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- (6) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (7) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

2 クライアントPC

- S:Windows 11 以上で動作すること。

ブラウザ:Microsoft Edge で動作すること。

第4 各システムの仕様

1 例規集データベースシステム更新データ作成業務委託

(1) 概要

本市で改正を行う条例、規則等のデータを例規集に搭載等する業務としての、データベースの構築、データベースのデータの更新、更新データのリンク作成、インターネット用データの作成、例規集条文PDFの作成、CD-R等の電子媒体による例規データの作成等

データベースの構築は、豊橋市からデータで提供する豊橋市例規集(令和7年3月31日内容現在で現行例規約1,100件)を対象とする。

1年間の改正件数は、約200件とする(令和6年度実績 例規本数193本)。

各議会定例会終了後にデータ更新を行う(年4回以上、最大年12回)。

(2) 仕様

ア 業務名

例規集データベースシステム更新データ作成業務委託

イ 業務内容

(ア) データベースのデータ更新

- a 豊橋市から提供する原議により請負者が管理するIDC(インターネット・データ・センタ)で稼動している豊橋市例規集データベース(以下「データベース」という。)に収録する豊橋市例規集のデータを更新すること。
- b 様式については、MSワードのファイルを併せて収録すること。
- c 本市の指定する原議のMSワードのファイルを収録すること。(ファイル(紙ベースを含む。)は本市が提供する。)
- d 更新の期限は、改正原稿送付後、原則として30日以内(3月市議会にあつては60日以内)にデータ更新を完了すること。
- e 新規にデータを構築する場合は、次の例規等を搭載すること。
 - ・現行例規 1,092件以上
 - ・廃止例規 185件以上
 - ・過去例規 平成14年12月分以降分 ※豊橋市から提供するHTML版を搭載
 - ・過去原議 3,300件以上

(イ) 更新データのリンク

データベースに収録する豊橋市例規集のデータに、現行法規、原議ファイルをリンクすること。

(ウ) インターネット用データの作成

インターネット用の豊橋市例規集データベースシステムのデータを作成するこ

と。

(エ) 例規集条文PDFデータの作成

データベースのデータ更新に併せ、例規集の全条文データをPDF形式で作成する。紙台本を納入する場合は、当該紙台本と同体裁の条文出力ができるデータとすること。

ただし、PDF形式以外の形式により同様の出力ができる場合はこの限りでない。

(オ) CD-R版例規データの作成

データベースのデータ更新に併せ、豊橋市例規集をパソコンで利用できる形式で収録した、全文検索付きのCD-R版データ1枚を作成すること。

ウ 納品等

(ア) 実施回数

a 更新データ作成

原則4回（データベース更新・インターネット用データ・条文PDFデータ・CD-R版データ）

※ただし、定期以外に例規の改正等があったときは随時更新するものとする。

エ 更新データ

豊橋市が例規の情報を4回交付し、請負者はそれぞれ以下のとおりの内容現在の更新データを作成するものとする。

豊橋市交付回数	内容現在
1回目	令和8年 3月31日
2回目	令和8年 6月30日
3回目	令和8年 9月30日
4回目	令和8年12月31日

オ 納期

請負者は、豊橋市から例規の更新情報の提供を受けた場合は速やかに更新データの作成作業に着手するものとする。

カ 業務報告

請負者は、データの更新作業を終了したときは、その都度、豊橋市に業務報告書を提出するものとする。

キ 納入方法

納品するデータは、システムへの組み込み、あるいはCD-R媒体の作成とも、正常な動作を確認した上で納品すること。

ク 業務量

区分	単位	予定業務量
更新データ作成	頁	2,300頁

インターネット公開用データ作成	回	4回
原議リンク	回	4回
条文PDFデータ作成	回	4回
CD-R版データ作成	回	4回

ケ インストール作業

更新データは、請負者のサーバにインストールすること。

コ その他

その他本業務について、疑義のある場合又は本仕様書により難しい場合は、豊橋市及び請負者双方協議の上、決定するものとする。

(3) バックアップ

更新データのバックアップは、請負者が1年間保持すること。

(4) 著作権

更新データの著作権法上の権利は、豊橋市に帰属するものとする。

2 例規集データベースシステム等利用

(1) 利用システム

システム提供者の管理するサーバ機上の、随時内容更新可能な例規管理・検索システム、立案支援システム及び関連するデータベースシステム

【導入システムの概要】

- ・例規管理・検索システム：例規参照・検索機能を有するシステム
- ・立案支援システム：例規立案・審査機能を有するシステム
- ・外部公開用例規：例規簡易検索機能を有するHTML形式データ
- ・法令検索システム：例規との連動可能な機能を有する検索システム

(2) システム動作環境

ア システム運用サーバ機

(ア) システム提供者の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、LGWAN環境におけるIP又はID認証等により庁外とのアクセスを制限すること。

(イ) IDC方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとする。

(ウ) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とし、万全の安全対策をとることとする。

- (エ) サーバルームは、24時間休日のない体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- (オ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (カ) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

(3) 各システムの概要

ア 例規管理・検索システム

次のシステム機能を利用することにより、例規の検索を可能とするとともに、例規施行日ごとの履歴管理、例規単位での更新を実現するシステムであること。

【主要検索機能】

- ①目次検索
- ②五十音索引検索
- ③用語検索
- ④引用検索
- ⑤制定・沿革検索

【基本機能】

①検索機能

- ・システムに搭載する検索エンジンプログラムについては、信頼性・安定稼動が保障され、十分な実績を持つプログラムを利用すること。

②一覧表示機能

- ・用語検索結果は、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧を同時に表示ができること。
- ・例規更新状態、最終改正公布日、所管部署情報を例規名とともに表示ができること。

③全文（条文）表示機能等

- ・表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。
- ・本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。
- ・施行日単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。
- ・条単位での改正履歴が閲覧できること。
- ・改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。
- ・別表、様式には、それぞれ別表番号、様式番号が階層化して表示できること。
- ・表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。

と。

- ・ダウンロード箇所、新旧対照表箇所の指定ができること。
- ・様式については、リッチテキスト形式のデータとリンクができること。
- ・用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。
- ・条文中で引用している他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）については、リンク設定がされており、クリックすると該当する例規を参照できること。

④ダウンロード機能

- ・内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとしてクライアントパソコン等に保存できること。
- ・内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとして、指定する新旧対照表の体裁でクライアントパソコン等に保存できること。

⑤メモ機能

- ・LOGIN IDごとに任意のメモ情報を付記できること。
- ・付記したメモ情報については、キーワード検索ができること。

⑥履歴管理機能

- ・改正履歴管理機能：例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに指定した時点ごとの閲覧・検索が可能であること。
- ・廃止例規管理機能：廃止された例規を廃止根拠とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

⑦更新管理機能

- ・収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧、一覧表形式でのファイル出力ができること。

⑧セキュリティ機能

- ・システムは、IP認証又はLOGIN IDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。
- ・管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

⑨例規原議管理機能

- ・既に作成されている例規原議のワープロファイル（「制定・改廃趣旨」、「制定・改正文」、「新旧対照表」）をサーバ上に登録し、一元管理できること。
- ・登録された原議情報については、キーワード検索ができること。

⑩法令情報データベース等への拡張機能

- ・「法令情報データベース」への拡張：「例規」と「法令」のデータベース連携が機能拡張により対応可能なこと。
- ・「例規整備支援システム」への拡張：官報の公布にあわせた法令の制定・改廃に対応し、条文検討箇所をシステム上で網羅的に特定・検索することがで

きるシステムとの連携が可能であること。

イ 立案支援システム

次のシステム機能等により、例規の制定改廃業務支援を可能とするシステムであること。

【基本仕様】

- ①従来の内容更新回数にとらわれず例規の改廃が発生した時点での更新作業（随時更新）も可能なシステムであること。
- ②システム動作環境で示すWEBブラウザのみで、立案・審査に関する機能操作を実現できること。
- ③例規の立案・審査進行状況について、システムを通じて確認できること。
- ④現行条文に修正を加え、改正後条文が把握できる新旧対照表の自動生成が可能であること。
- ⑤作成した改正後条文から、改め文の自動生成が可能であること。
- ⑥生成された改め文又は新旧対照表に公布文等を付加した状態での、ファイル出力が可能であること。
- ⑦法令構造チェックや用語等が適正に使われているかの審査機能を有すること。
- ⑧法制面で必要と思われる審査機能を有していること。
- ⑨構築した「例規データ」部分の著作権は、豊橋市に帰属するものとする。

【主要機能】

- ①新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有すること。
- ②改正後条文の起案が完成したところで、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できる機能を有すること。
- ③改正後条文の審査が終了した時点で、豊橋市の要望に可能な限り対応した新旧対照表形式にて、出力できる機能を有すること。
- ④起案段階での新旧対照表が完成した時点で、改め文を自動生成し、自動生成後も修正・印刷・保存ができる機能を有すること。
- ⑤自動生成した改め文又は新旧対照表を公布文形式で出力する機能を有すること。
- ⑥とけ込み処理前（公布処理前）までは、作業の取消し、修正、追加等が行える機能を有すること。
- ⑦最新の法令・辞書機能等を利用した審査機能を有すること。
- ⑧引用例規・引用法令のリンクが自動的に生成できる機能を有すること。
- ⑨システムは、IP認証又はLOGIN IDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

ウ 法令情報システム

次の機能を利用することにより、法令検索を可能とするとともに例規管理・検索システムとの条項単位でのリンクを実現するシステムであること。

【収録内容】

- ①日本国憲法／条約／法律／政令／勅令／省令／規則の現行法令10,000件以上
- ②主要90法令について制定時から現在までの改正内容及び条文（過去・未施行条文）
- ③上記90法令以外の法令は平成13年1月6日以降の全改正内容及び条文（過去・未施行条文）
- ④平成13年以降の全廃止法令
- ⑤告示9,000件以上

【基本機能】

- ①例規と条項単位での完全リンクが可能であること。
- ②例規管理・検索システムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。
- ③システム内容更新は毎月更新とすること。

【主要搭載機能】

- ①目次による検索機能
- ②題名五十音による索引検索機能
- ③用語入力（簡易・詳細）による検索機能
- ④制定・沿革日を指定する検索機能
- ⑤検索履歴の保持をする機能
- ⑥引用法令へのリンク機能（条項単位、略称表記も可）
- ⑦指定した条文の印刷、ダウンロード・新旧対照表作成機能
- ⑧関連情報参照機能（委任・参照・罰則関係にある関連条項へのリンクを含む）
- ⑨条見出し、改正沿革、改正注記、未施行条文の表示機能
- ⑩任意の施行日時点との条文比較機能
- ⑪施行日毎に改正法条文（改正文）を参照できる機能

エ 全国自治体例規検索比較システム

次のシステム機能等により、全国自治体の例規を検索し閲覧することができ、かつ、指定した例規と類似している他自治体の例規の比較表を生成することができるシステムであること。

- ①全国の自治体の例規を検索・閲覧することができる。
- ②例規の件名又は本文を対象として用語を検索することができる。
- ②市町村の属性を指定し、検索することができる。
- ③指定した例規と類似している他自治体の例規を検索し、かつ、比較表を生成し、

出力することができる。

オ 法令制定改廃情報等提供サービス

次の機能により、法令の制定改廃の情報を提供することができるサービスであること。

- ①法令の制定改廃に係る本市の例規への影響を原則として官報発行から速やかに提供できること。
- ②法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- ③制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- ④公布法令の概要(あらまし)を確認できること。
- ⑤例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。

3 例規整備支援

(1) 法制相談等業務

- ・市からの依頼に応じ、法令、例規等の運用及び解釈に関する疑義の照会等の相談についての有識者（行政又は地方自治に関する識見を有する大学教授等）の見解を納品すること。
- ・市への納品期限は、市の依頼を受理した日の翌日から起算して7営業日を目安にすること。
- ・繁忙期等において、前記の納品期限を期限内に納品することができないときは、至急、市と協議すること。

(2) 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること（システムによる提供を含む。）。

(3) 先行事例の提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

第5 システムの保守に関すること

1 システムの保守

システムの利用においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。

業務全般に対する質問に対し、電話、ファクシミリ又はメールにて対応できること。
ファクシミリ又はメールによる照会受付は随時行い、電話による照会については、次の受託者営業時間にて対応すること。

【平日 午前9時00分～午後5時30分】

- 2 例規管理・検索システム、立案支援システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。
- 3 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- 4 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- 5 ウイルスチェックソフトの導入により、既知のウイルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- 6 システム操作のサポート
 - (1) システム導入後、市の依頼に応じて、操作説明研修会を実施すること。
 - (2) 操作方法についての問い合わせ窓口(電話、メール、FAX等)を設置すること。

第6 研修体制等

- ・システム利用に関しては、要請に応じ、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。
- ・システムに関する操作説明書を納品すること。
- ・システムの利用に関する研修は無償で提供すること。
- ・職員に対する法務研修を市の希望に応じて開催すること。

第7 その他

- ・この仕様書に記載した要件を満たすシステムを県内の1自治体以上に対して提供していること。
- ・契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等が改正された場合は、消費税率の適用について、受託業者と協議して定めるものとする。